

声 明

2023年7月18日

ストップ・リニア！訴訟原告団
ストップ・リニア！訴訟弁護団
同訴訟サポーター一同

本日東京地方裁判所民事第3部（市原義孝裁判長、篠田賢治裁判長代読）は、リニア中央新幹線工事実施計画に対して、認可取り消しを求める原告ら249名に対し認可取り消しを認めない不当判決を言い渡した（平成28年（行ウ）第211号工事実施計画（その1）認可取消請求事件、平成31年（行ウ）第115号工事実施計画（その2）認可取消請求事件）。

本件訴訟は、JR 東海という一私企業が単独で建設・運行する形で、これまでに先例もなく、商業運行に技術的になお問題の多いとされる超電導磁気浮上式の新幹線について、品川～名古屋間の約286キロの路線全体について、わずか3年で環境影響評価を終わらせたうえ、全国新幹線鉄道整備法で認可を申請するという暴挙を、司法が容認したものである。

これまで JR 東海は、各地沿線住民への説明会で噴出した様々な疑問に十分に答えることもせず、環境影響評価書の地元自治体首長の意見や環境大臣の意見からも目を背けるなど不誠実な対応に終始した。また、認可直後になって初めて建設施設の概要を地域住民に示し（神奈川県鳥屋車両基地など）、大井川の水問題での樫島からの隧道での水の戻し案の提示、発生土置き場の確保を十分に検討しないなど地域住民無視の態度で工事に着工しようとした。国土交通省に対しても環境影響評価時に入手していた自社に都合の悪い資料を問題が紛糾してから開示してくるなど、国土交通省から認可を詐取・騙取したと言う外ない対応をとった。

原告らは、裁判の場でこれらの各地で生じた問題を詳らかにして主張してきたが、司法は、これらの地域住民無視、認可騙取の対応について全く考慮することなく、国及び JR 東海の主張を丸写しし、現実の実験線で生じている環境被害を全く考慮しないものであった。実際に実験線での環境被害に対応しない JR 東海が「十分対策をとる」ということを鵜呑みにするものであった。

また、全幹法によって認可の判断をすればよく、鉄道事業法の求める運行の安全性の問題については認可時に全く考慮する必要がないとする判断を行ない、東南海トラフ地震が生じた際には多数の死傷者を生じさせる危険が極めて大きいことを無視する極めて無責任で見るところのない判決となっている。火災に対しても、ガイドウェイ内にコイルという可燃物をくまなく並行させた形で設計されており、人体に悪影響のあるガスの発生や極めて長距離の避難路を使用させることの危険性、特に山岳部トンネルでは避難した先が山間部で救出態勢が明確にされていないなど、乗客の安全性が十分検討されているとはいえない状態である。

また、各地での問題点として原告らが提示した論点についても、司法が真剣に検討した痕跡がない。問題のある環境影響評価についても「一応実施している」「一応検討している」という雑な評価しか行わない対応であり、「環境被害が生じても仕方がない」と言わんばかりの態度である。

このように、本判決は、国及び JR 東海の主張を丸写しにしたものであり、現実には生じている実験線での環境被害を無視したもので、責任ある判断を放棄したに過ぎない。原告団・弁護団はこの不当な、詐取された認可処分を維持させることは、リニア中央新幹線という負の遺産を後世に残すことになると考え、上訴審で最後まで戦い続ける所存である。

以上